

(様式 2)

京丹後市障害者計画（案）の概要

1 趣旨について

京丹後市では、国の社会福祉基礎構造改革の流れ及び「第1次京丹後市総合計画」における基本方針である「生きる喜びを共有できる健やか安心都市」の実現をめざすため、長期的・総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害者福祉の充実に向けての目標及び具体的な取り組みを明らかにするため、「京丹後市障害者計画」を策定し、あわせて、京丹後市障害者計画の中の部分計画となる障害福祉サービス等の提供の確保を図るため、数値目標やサービス見込み量等を定める「障害福祉計画」を策定するものです。

2 計画の理念について

「共に生きる障害者福祉の充実」

障害の有無にかかわらず一般社会の中で障害のある人とない人が共に生きる社会が普通であるという「ノーマライゼーション」と障害があってもライフステージのすべての段階において、社会経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することが可能となるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、障害のある人もない人も、お互いの個性を尊重し、それぞれの役割と責任をもって共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができ「共生社会」の実現に向けて施策の推進を図るため、京丹後市障害者計画を策定することとしています。

3 計画の視点について

社会のバリアフリー化の推進
障害の特性を踏まえた利用者本位の支援の展開
総合的かつ効果的な施策の推進
制度の一元化とサービス基盤の整備
市民参加と協働の推進

4 施策の基本方向並びに施策の取組みについて

広報・啓発	広報・啓発活動の充実 福祉教育の推進 交流活動の促進
生活支援	在宅サービス等の充実 権利擁護の推進 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進 地域福祉活動の推進
保健・医療	障害の早期発見・予防・対応 医療体制の充実
教育・育成	就学前療育・保育の充実

雇用・就労	障害のある子どもの教育の充実 障害のある人の雇用の場の拡大 総合的な支援施策の推進
生活環境	ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進 防災・防犯への対応

5 障害福祉計画について

(1) 目的

平成17年10月に制定された「障害者自立支援法」に基づき、障害福祉サービス等の提供の確保を図るため、数値目標やサービス見込み量等を定め、障害のある人が地域の中で安心して暮らすことができるよう、総合的な支援体制の確立と障害福祉サービス提供基盤の整備・充実にめざし策定することとしています。

(2) 定めることとされている事項

- ・入所施設の入所者の地域生活への移行に係る平成23年度の目標値の設定
- ・入院中の精神障害者の地域生活への移行に係る平成23年度の目標値の設定
- ・福祉施設から一般就労への移行に係る平成23年度の目標値の設定
- ・各年度における障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・障害福祉サービスまたは相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- ・地域生活支援事業の実施に関する事項

(3) 目標値設定の考え方

施設入所者の地域移行については、国の移行指針では、現入所者の1割以上の移行、7%以上の削減率が設定されていますが、施設入所待機者や市内福祉サービス事業者の受入体制の整備の状況などを勘案し、推計しました。

精神障害者の地域移行については、京都府が実施した直近の17年患者調査をもとに、京丹後市出身で精神医療機関に1年以上長期入院されている59人の方に、府が実施した医療機関へのアンケート調査による退院可能な患者率を乗じて推計しました。

一般就労への移行については、平成17年度中の就労実績1名をもとに、国の移行指針（平成17年度実績の4倍以上の目標値）により4名で推計しました。

各年度の目標値設定については、国の移行指針に基づき、平成18年4月から9月までのサービス利用実績や10月の支給決定者数並びに支給量をもとに、施設入所者や精神障害者の地域移行者数、今後の養護学校卒業生の推移、サービス利用者の利用意向を勘案して、推計しました。

6 計画期間について

障害者計画は、平成18年度から平成23年度までの6年間としています。障害福祉計画は、第1期が平成18年度から平成20年度までの3年間、第2期が平成21年度から平成23年度としております。目標の達成状況については、両計画とも平成20年度に評価及び見直しを行い、平成23年度に最終評価を行うこととしています。